

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付けた部分のように改める。

改正後

〔一・二 略〕

三 施行規則第六条第四項第二号(ロ)に規定するものにあつては、周波数及び空中線電力が次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりのものであること。

占有周波数帯幅の許容値	周波数	空中線電力
〔略〕	〔略〕	○・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、○・五ワット以下であること。
〔略〕	〔略〕	
四〇〇 kHz を超え六〇〇 kHz 以下	中心周波数が九二〇・六 MHz 以上九二三・二 MHz 以下であつて、九二〇・六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの	
〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	

〔四〇九 略〕

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

改正前

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

占有周波数帯幅の許容値	周波数	空中線電力
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	
四〇〇 kHz を超え六〇〇 kHz 以下のもの	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	

〔四〇九 同上〕